

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合

令和3年度補正予算・令和4年度補正予算に関する説明書

令和4年8月16日

目 次

令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正

総 括	_____	4 2
歳 入	_____	4 3
歳 出	_____	4 4

令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正

総 括	_____	4 5
歳 入	_____	4 6
歳 出	_____	4 6

令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正

総 括	_____	4 7
歳 入	_____	4 8
歳 出	_____	4 9

(承認第1号)

[令和3年度 後期高齢者医療特別会計補正]  
歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 特別高額医療費共同事業交付金	358,075	12,763	370,838
歳入合計	871,447,113	12,763	871,459,876

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 特別高額医療費共同事業拠出金	451,194	12,763	463,957			12,763	
歳出合計	871,447,113	12,763	871,459,876			12,763	

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 特別高額医療費共同事業交付金	千円 358,075	千円 12,763	千円 370,838		千円	
1 特別高額医療費共同事業交付金	358,075	12,763	370,838			
1 特別高額医療費共同事業交付金	358,075	12,763	370,838	1 特別高額医療費共同事業交付金	12,763	特別高額医療費共同事業交付金
歳 入 合 計	871,447,113	12,763	871,459,876			

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
2 特別高額医療費 共同事業拠出金	451,194	12,763	463,957			12,763				
1 特別高額医療費 共同事業拠出金	451,194	12,763	463,957			12,763				
1 特別高額医療費 共同事業拠出金	450,819	12,763	463,582			12,763	18 負担金、補助 及び交付金	12,763	特別高額医療費共同事業 への拠出金	
歳 出 合 計	871,447,113	12,763	871,459,876			12,763				

(議案第4号)

〔令和4年度 一般会計補正〕  
歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 分担金及び負担金	1,703,796	△ 121,671	1,582,125
2 国庫支出金	244,988	188,700	433,688
4 繰越金	1	126,007	126,008
歳入合計	1,983,774	193,036	2,176,810

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	1,979,492	193,036	2,172,528	188,700			4,336
歳出合計	1,983,774	193,036	2,176,810	188,700			4,336

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	千円 1,703,796	千円 △ 121,671	千円 1,582,125		千円	
1 負担金	1,703,796	△ 121,671	1,582,125			
1 市町負担金	1,703,796	△ 121,671	1,582,125	1 事務費負担金	△ 121,671	市町共通経費分賦金 △ 121,671
2 国庫支出金	244,988	188,700	433,688			
1 国庫補助金	244,988	188,700	433,688			
1 総務費国庫補助金	244,988	188,700	433,688	2 特別調整交付金	188,700	令和4年度特別調整交付金(窓口負担の見直しに伴う経費の国庫補助) 188,700
4 繰越金	1	126,007	126,008			
1 繰越金	1	126,007	126,008			
1 繰越金	1	126,007	126,008	1 繰越金	126,007	前年度繰越金 126,007
歳 入 合 計	1,983,774	193,036	2,176,810			

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2 総務費	千円 1,979,492	千円 193,036	千円 2,172,528	千円 188,700	千円	千円	千円			
1 総務管理費	1,979,337	193,036	2,172,373	188,700			4,336			
1 一般管理費	1,979,337	193,036	2,172,373	188,700			4,336	12 委託料 3,700 窓口負担の見直しに伴うコールセンター増設委託料 3,700		
							18 負担金、補助及び交付金 185,000	窓口負担の見直しに伴う市町補助金 185,000		
							22 償還金、利子及び割引料 4,336	令和3年度特別調整交付金実績額確定による精算 4,336		
歳 出 合 計	1,983,774	193,036	2,176,810	188,700			4,336			

(議案第5号)

[令和4年度 後期高齢者医療特別会計補正]  
歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	255,688,246	51,209	255,739,455
3 県支出金	68,188,260	94,214	68,282,474
7 繰越金	347,094	30,990,982	31,338,076
9 諸収入	878,646	158,494	1,037,140
歳入合計	811,991,108	31,294,899	843,286,007

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 保健事業費	2,485,433	33,203	2,518,636				33,203
5 諸支出金	188,942	31,261,696	31,450,638	145,423			31,116,273
歳出合計	811,991,108	31,294,899	843,286,007	145,423			31,149,476

## 2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 国庫支出金	千円 255,688,246	千円 51,209	千円 255,739,455		千円	
1 国庫負担金	195,496,278	51,209	195,547,487			
2 高額医療費負担金	4,534,250	51,209	4,585,459	2 過年度分	51,209	令和3年度高額医療費負担金の追加交付 51,209
3 県支出金	68,188,260	94,214	68,282,474			
1 県負担金	68,188,260	94,214	68,282,474			
2 高額医療費負担金	4,534,250	94,214	4,628,464	2 過年度分	94,214	令和3年度高額医療費負担金の追加交付 94,214
7 繰越金	347,094	30,990,982	31,338,076			
1 繰越金	347,094	30,990,982	31,338,076			
1 繰越金	347,094	30,990,982	31,338,076	1 繰越金	30,990,982	前年度繰越金 30,990,982
9 諸収入	878,646	158,494	1,037,140			
3 雑入	862,159	158,494	1,020,653			
4 雑入	1	158,494	158,495	1 雑入	158,494	令和3年度健康診査費補助金市町からの返還金等 158,494
歳入合計	811,991,108	31,294,899	843,286,007			

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
3 保健事業費	2,485,433	33,203	2,518,636				33,203			
1 健康保持増進事業費	2,485,433	33,203	2,518,636				33,203			
1 健康診査費	1,141,184	32,056	1,173,240				32,056	18 負担金、補助及び交付金	令和3年度健康診査費補助金 市町へ追加交付 32,056	
2 その他健康保持増進費	1,344,249	1,147	1,345,396				1,147	18 負担金、補助及び交付金	令和3年度長寿・健康増進事業補助金等市町へ追加交付 1,147	
5 諸支出金	188,942	31,261,696	31,450,638	145,423			31,116,273			
1 償還金及び還付加算金	154,053	20,437,593	20,591,646				20,437,593			
2 償還金	1	20,437,593	20,437,594				20,437,593	22 償還金、利子及び割引料	令和3年度療養給付費負担金 国へ返還等 20,437,593	
3 基金積立金	1	10,824,103	10,824,104	145,423			10,678,680			
1 後期高齢者医療給付費準備基金積立金	1	10,824,103	10,824,104	145,423			10,678,680	24 積立金	給付費準備基金積立金 10,824,103	
歳 出 合 計	811,991,108	31,294,899	843,286,007	145,423			31,149,476			

令和3年度

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
一般会計及び後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算審査意見書

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

## 目 次

第1	審査の対象	5 2
第2	審査の方法	5 2
第3	審査の期間	5 2
第4	審査の結果	5 2
1	決算概要	5 3
(1)	事業の実施概況	5 3
(2)	令和3年度予算	5 3
(3)	令和3年度決算収支状況	5 3
ア	一般会計の決算状況	5 4
①	歳入	5 4
②	歳出	5 5
イ	後期高齢者医療特別会計の決算状況	5 6
①	歳入	5 6
②	歳出	5 7
ウ	財産の状況	5 9
2	審査意見	6 0

### 凡 例

- 各表中の金額は百円の位を四捨五入し千円単位で表示している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位以下を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「-」：該当数値なしのもの。

# 令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見

## 第1 審査の対象

令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書及び附属書類

- (1) 一般会計歳入歳出決算書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (3) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (4) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (5) 一般会計実質収支に関する調書
- (6) 後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書
- (7) 財産に関する調書

## 第2 審査の方法

歳入歳出決算書及び附属書類が、法令に基づいて作成されているか、計数は正確であるか、会計処理は適正かについて、関係諸帳簿との照合等の方法により審査した。

## 第3 審査の期間

令和4年7月19日～8月3日

## 第4 審査の結果

令和3年度歳入歳出決算書及び附属書類は、法令に従い作成されており、その計数は正確であり、会計処理は適正に行われているものと認められた。

決算概要及び審査意見は次のとおりである。

## 1 決算概要

### (1) 事業の実施概況

兵庫県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度の運営主体として、県内すべての市町が加入して設立した特別地方公共団体であり、広域連合を構成する41市町と連携し、県内の約80万人の被保険者を対象に、円滑な制度運営に努めている。

令和3年度においては、前年度に引き続き、被保険者からの保険料、県内41市町による負担金及び国・県負担金等を財源に、医療給付を行ったほか、市町の行う健診事業の補助、医療費通知の発送、ジェネリック医薬品利用差額通知の発送、重複・頻回受診者に対する訪問指導、医療機関からの不適切な請求に対する診療報酬返還業務等を実施している。

制度の運用については、市町と広域連合とをネットワークで結んだ情報処理システムを活用し、被保険者証の発行、保険料の賦課、医療給付等を行なうとともに、制度に係る広報・啓発を実施した。

### (2) 令和3年度予算

令和3年度一般会計においては、市町の共通経費負担金等を財源とする事務局の管理運営経費、給付業務委託や情報処理システム運用等に係る経費を計上している。

また、後期高齢者医療特別会計においては、後期高齢者医療制度に係る収入及び支出を計上している。

予算現額は、一般会計1,663,834千円、後期高齢者医療特別会計871,459,876千円であり、合計で873,123,710千円となっている。

### (3) 令和3年度決算収支状況

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算収支状況をみると、第1表のとおりである。

第1表 決算収支状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分		令和3年度	令和2年度	対前年度増減額	対前年度増減率
歳 入	一般会計	1,564,318	1,752,179	△187,862	△10.7
	特別会計	833,957,790	799,420,872	34,536,919	4.3
	合計	835,522,108	801,173,051	34,349,057	4.3
歳 出	一般会計	1,438,309	1,379,052	59,257	4.3
	特別会計	802,619,715	750,628,040	51,991,675	6.9
	合計	804,058,024	752,007,092	52,050,932	6.9
実質収支	一般会計	126,009	373,128	△247,119	△66.2
	特別会計	31,338,075	48,792,831	△17,454,756	△35.8
	合計	31,464,084	49,165,959	△17,701,875	△36.0

## ア 一般会計の決算状況

### ① 歳入

一般会計の歳入決算状況をみると、第2表のとおりである。

第2表 一般会計歳入決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度						令和2年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	調定額 (B)	決算額 (収入済額) (C)	構 成 比 率	執行率 (C/A ×100)	収入率 (C/B ×100)	決算額 (収入済額)	構 成 比 率		
分担金及び負担金	1,071,177	1,071,177	1,071,177	68.5	100.0	100.0	1,211,014	69.1	△139,837	△11.5
国庫支出金	186,389	86,716	86,716	5.5	46.5	100.0	25,342	1.4	61,374	242.2
県支出金	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0
繰入金	33,040	33,040	33,040	2.1	100.0	100.0	230,344	13.1	△197,304	△85.7
繰越金	373,127	373,128	373,128	23.9	100.0	100.0	284,992	16.3	88,135	30.9
諸収入	101	257	257	0.0	254.5	100.0	487	0.0	△230	△47.2
合 計	1,663,834	1,564,318	1,564,318	100.0	94.0	100.0	1,752,179	100.0	△187,862	△10.7

当年度の歳入は、予算現額1,663,834千円に対し、調定額1,564,318千円、収入済額1,564,318千円となっている。

収入済額は、前年度（1,752,179千円）に比べ187,862千円減少している。これは主として、各市町からの負担金が減少したことなどによる。

執行率は94.0%となっており、収入済額は予算現額に比べ99,516千円下回っている。

主な収入の内容は、分担金及び負担金が共通経費負担金、繰入金が特別会計からの繰入金、繰越金が前年度繰越金、諸収入が個人情報開示請求手数料、一般会計運用益等である。

## ② 歳出

一般会計の歳出決算状況をみると、第3表のとおりである。

第3表 一般会計歳出決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度						令和2年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	決算額 (支出済額) (B)	構成 比率	執行率 (B/A ×100)	翌年度 繰越額	不用額	決算額 (支出済額)	構成 比率		
議会費	1,358	744	0.1	54.8	0	614	760	0.1	△16	△2.1
総務費	1,659,476	1,437,566	99.9	86.6	0	221,910	1,378,292	99.9	59,273	4.3
予備費	3,000	0	0.0	0.0	0	3,000	0	0.0	0	0.0
合 計	1,663,834	1,438,309	100.0	86.4	0	225,525	1,379,052	100.0	59,257	4.3

当年度の歳出は、予算現額1,663,834千円に対し、支出済額1,438,309千円となっている。

支出済額は、前年度(1,379,052千円)に比べ59,257千円増加している。

執行率は86.4%となっており、不用額225,525千円は、主に資格関係通信運搬費、資格関係委託料、給付関係委託料及びシステム関係負担金が当初の見込みを下回ったことによるものである。

主な支出の内容は、議会費が広域連合議会の開催経費、総務費が給付業務等委託料、情報処理システム委託料、事務所の賃借料、派遣職員の給与等負担金等である。

## イ 後期高齢者医療特別会計の決算状況

### ① 歳入

後期高齢者医療特別会計の歳入決算状況をみると、第4表のとおりである。

第4表 後期高齢者医療特別会計歳入決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度							令和2年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	調定額 (B)	決算額 (収入済額) (C)	不納 欠損 額	構 成 比 率	執行率 (C/A ×100)	収入率 (C/B ×100)	決 算 額 (収入済額)	構 成 比 率		
市町支出金	150,076,493	149,491,791	149,491,791	0	17.9	99.6	100.0	146,368,132	18.3	3,123,659	2.1
国庫支出金	260,969,091	252,794,210	252,794,210	0	30.3	96.9	100.0	259,618,117	32.5	△6,823,907	△2.6
県支出金	68,730,041	63,353,510	63,353,510	0	7.6	92.2	100.0	63,556,036	8.0	△202,526	△0.3
支払基金交付金	334,459,203	311,246,862	311,246,862	0	37.3	93.1	100.0	303,603,623	38.0	7,643,239	2.5
特別高額医療費 共同事業交付金	370,838	393,929	393,929	0	0.0	106.2	100.0	294,590	0.0	99,339	33.7
繰 入 金	6,814,501	6,814,500	6,814,500	0	0.8	100.0	100.0	5,575,500	0.7	1,239,000	22.2
繰 越 金	48,792,832	48,792,831	48,792,831	0	5.9	100.0	100.0	19,251,064	2.4	29,541,767	153.5
県財政安定化 基金借入金	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0
諸 収 入	1,246,876	1,237,842	1,070,157	5,423	0.1	85.8	86.5	1,153,809	0.1	△83,652	△7.3
合 計	871,459,876	834,125,476	833,957,790	5,423	100.0	95.7	100.0	799,420,872	100.0	34,536,919	4.3

当年度の歳入は、予算現額871,459,876千円に対し、調定額834,125,476千円、収入済額833,957,790千円となっている。

収入済額は、前年度（799,420,872千円）に比べ34,536,919千円増加している。これは主として、繰越金及び支払基金交付金が増加したこと、被保険者数の増に伴い、保険料負担金が増加した（令和2年度平均：79.8万人→令和3年度平均：80.2万人）ことによる。

執行率は95.7%となっており、予算現額に比べ37,502,086千円下回っている。これは主として国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金が当初の見込みを下回ったことによる。

主な収入の内容は、市町支出金が保険料等負担金及び療養給付費負担金、国庫支出金が療養給付費負担金及び調整交付金等、県支出金が療養給付費負担金等、支払基金交付金が後期高齢者交付金、繰入金が給付費準備基金からの繰入金、繰越金が前年度繰越金、諸収入は第三者行為の納付金及び預金利子等である。

諸収入において、調定額1,237,842千円に対し、収入済額1,070,157千円となってお

り、未収金が167,685千円生じているが、これは国や県の医療機関に対する指導監査等により不適切と認められた診療報酬について、医療機関に対して請求を行った返還金等の一部が未納となっているもの等である。

また、不納欠損額が5,423千円となっている。これは、債務者死亡により、相続財産管理人が相続財産の換価処分を行っていたが、不動産の整理にかかる費用がかさみ債権者への配当が無配当となった診療報酬返還金について、管理財産がなくなったため、相続財産管理人選任取り消しの審判が下されたことにより、今後弁済に関する請求ができない状態であることから、債権管理条例第12条第1項第6号の規定により債権放棄をしたものである。

## ② 歳出

後期高齢者医療特別会計の歳出決算状況をみると、第5表のとおりである。

第5表 後期高齢者医療特別会計歳出決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度						令和2年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	決算額 (支出済額) (B)	構成 比率	執行率 (B/A ×100)	翌年度 繰越額	不用額	決算額 (支出済額)	構成 比率		
保険給付費	819,995,080	751,852,641	93.7	91.7	0	68,142,439	729,594,732	97.2	22,257,909	3.1
特別高額医療費 共同事業拠出金	463,957	463,956	0.1	100.0	0	1	376,765	0.1	87,192	23.1
保健事業費	2,193,218	1,524,232	0.2	69.5	0	668,986	1,213,061	0.2	311,171	25.7
公債費	1	0	0.0	0.0	0	1	0	0.0	0	0.0
諸支出金	48,797,620	48,778,886	6.1	100.0	0	18,734	19,443,482	2.6	29,335,403	150.9
予備費	10,000	0	0.0	0.0	0	10,000	0	0.0	0	0.0
合 計	871,459,876	802,619,715	100.0	92.1	0	68,840,161	750,628,040	100.0	51,991,675	6.9

当年度の歳出は、予算現額871,459,876千円に対し、支出済額802,619,715千円となっている。

支出済額は、前年度(750,628,040千円)に比べ51,991,675千円増加している。これは、被保険者数の増加に伴い保険給付費が増加したことによる。

執行率は92.1%となっており、不用額68,840,161千円は、主に1人当たり給付費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったことに伴う保険給付費の支出減によるものである。

主な支出の内容は、後期高齢者医療給付としての保険給付費や特別高額医療費共同事業拠出金、健康診査に要する経費等としての保健事業費、前年度療養給付費負担金精算分等としての諸支出金である。

参考資料 一人当たり給付費と被保険者数の状況

令和3年度決算と令和2年度決算の比較

(単位 金額：円、人数：人、比率：%)

区 分	令和3年度決算	令和2年度決算	対前年度増減額	対前年度増減率
1人当たり給付費	933,383	910,372	23,011	2.5
被保険者数	801,542	797,513	4,029	0.5

令和3年度予算と令和3年度決算の比較

(単位 金額：円、人数：人、比率：%)

区 分	令和3年度予算	令和3年度決算	対予算増減額	対予算増減率
1人当たり給付費	1,006,078	933,383	△ 72,695	△ 7.2
被保険者数	811,334	801,542	△9,792	△ 1.2

## ウ 財産の状況

財産の年度末現在高の状況をみると、第6表のとおりである。

第6表 財産の年度末現在高

区 分		単位	令和3年度末	令和2年度末	対前年度増減
物品	—	点	0	0	0
債権	貸付金（供託金）	千円	0	0	0
基金	現金・預金	千円	20,060,142	12,711,009	7,349,133

種 類	単位	令和3年度末	令和2年度末	対前年度増減
後期高齢者医療給付費準備基金	千円	20,060,142	12,711,009	7,349,133

## 2 審査意見

- (1) 一般会計の実質収支は、前年度（373,128千円）に比べて247,119千円（66.2%）減少したものの、126,009千円の黒字である。これは主として、前年度に比べ、一般会計に繰り入れた特別調整交付金が減少したこと、事務局関係の通信運搬費が増加したこと等によるものである。

剰余金については、繰越して有効に活用し、令和4年度の各市町の負担の軽減を図るとともに、広域連合の運営に当たっては、今後も引き続き業務の効率化を進め、経費の削減にも努められたい。

- (2) 後期高齢者医療特別会計では、前年度（48,792,831千円）に比べて17,454,756千円（35.8%）減少したものの、実質収支は31,338,075千円の黒字である。これは主として、療養給付費や高額療養費、審査支払手数料などの保険給付費が増加したことによるものである。

実質収支31,338,075千円のうち、翌年度に繰越して精算する市町・国・県・診療報酬支払基金に対する返還額は20,168,619千円、令和3年度交付の特別調整交付金は347,094千円であり、これらを除いた10,822,363千円は剰余金である。

剰余金については、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるとともに、中長期的な観点に立って今後の保険料の上昇抑制等に活用されたい。また、令和4年度においてもレセプトの2次点検の強化やジェネリック医薬品の普及促進など、医療費の適正化を進めるとともに、更に効率的な事業実施を検討するなど、引き続き、安定的な財政運営に努められたい。

診療報酬返還金等の未収金については、引き続き回収の努力を行うなど、その適切な管理に努められたい。

- (3) 国民皆保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から、70歳以上の高齢者の高額医療制度の自己負担限度額上限の引き上げや後期高齢者医療制度における保険料軽減特例制度の元被扶養者の均等割軽減の本則化、所得割軽減の本則化、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせた均等割の見直し、入院時の居住費（光熱水費相当額）に係る患者負担の見直し等が進められてきた。

さらに、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始める中、現役世代の負担を減らしていくため、令和4年10月から、窓口負担割合の見直しが施行される。その一方で、高齢者にとって必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることも不可欠であり、今後も後期高齢者医療制度をはじめ医療保険制度の更なる見直しが見込まれる。このため、国の動きに十分に留意しながら、関係41市町とも連携・協力し、引き続き、現行制度の安定的な運営に努められたい。

また、毎年のように制度の見直しが行われるなか、高齢である被保険者にも制度が理解しやすいよう、令和4年3月にリニューアルされたホームページの活用、また、更なる改善に取り組むなど周知広報について工夫されたい。

令和4年度

兵庫県後期高齢者医療広域連合

監 査 報 告 書

( 1 )

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

## 目 次

### 例月出納検査

令和4年1、2、3月分	—————	監査報告第1号	—————	64
令和4年4、5、6月分	—————	監査報告第2号	—————	66

令和4年8月3日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦  
和田 達也



監査の結果に関する報告の提出について  
(監査報告第1号、第2号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した監査及び同法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査について、同法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

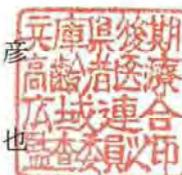
例月出納検査

令和4年1、2、3月分	.....	監査報告第1号	.....	2
令和4年4、5、6月分	.....	監査報告第2号	.....	4

## 例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦  
和田 達也



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和4年1、2、3月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

### 1 検査の対象

令和4年1、2、3月分の現金の出納保管状況

### 2 検査の実施年月日

令和4年2月21日（月）（1月分）

令和4年3月18日（金）（2月分）

令和4年4月22日（金）（3月分）

### 3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

### 資料

- |     |        |
|-----|--------|
| 第1表 | 収支現計表  |
| 第2表 | 現金保管状況 |

第1表 収支現計表(令和3年度分)

(単位:円)

現金及び会計の区分	令和3年12月末残高 (a)	令和4年1~3月収支高		令和4年3月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	127,334,429,549	148,333,710,837	207,588,106,444	68,080,033,942
一般会計	377,269,666	506,595,847	318,998,406	564,867,107
後期高齢者医療特別会計	126,957,159,883	147,827,114,990	207,269,108,038	67,515,166,835
歳入歳出外現金(B)	5,233,654	1,283,026	1,284,342	5,232,338
基金に属する現金(C)	9,711,008,754	14,163,632,517	3,814,500,000	20,060,141,271
計(D=A+B+C)	137,050,671,957	162,498,626,380	211,403,890,786	88,145,407,551
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	137,050,671,957	162,498,626,380	211,403,890,786	88,145,407,551

第2表 現金保管状況

令和4年3月31日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	68,080,033,942	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	5,232,338	普通預金	88,145,407,551
基金に属する現金	20,060,141,271	定期預金	0
一時借入金	0	譲渡性預金	0
計	88,145,407,551	計	88,145,407,551

## 例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦

和田 達也



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和4年4、5、6月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

### 1 検査の対象

令和4年4、5、6月分の現金の出納保管状況

### 2 検査の実施年月日

令和4年5月20日（金）（4月分）

令和4年6月20日（月）（5月分）

令和4年7月20日（水）（6月分）

### 3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

### 資料

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1-1表 | 収支現計表（令和3年度） |
| 第1-2表 | 収支現計表（令和4年度） |
| 第2表   | 現金保管状況       |

第1-1表 収支現計表(令和3年度)

(単位:円)

現金及び 会計の区分	3月末残高 (a)	4~5月収支高		5月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	68,080,033,942	49,295,467,281	85,911,417,275	31,464,083,948
一般会計	564,867,107	2,417,228	441,275,820	126,008,515
後期高齢者医療特別会計	67,515,166,835	49,293,050,053	85,470,141,455	31,338,075,433
歳入歳出外現金(B)	-	-	-	-
基金に属する現金(C)	-	-	-	-
計(D=A+B+C)	68,080,033,942	49,295,467,281	85,911,417,275	31,464,083,948
一時借入金(E)	-	-	-	-
計(F=D+E)	68,080,033,942	49,295,467,281	85,911,417,275	31,464,083,948

第1-2表 収支現計表(令和4年度)

(単位:円)

現金及び 会計の区分	3月末残高 (a)	4~6月収支高		6月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	0	205,076,796,693	132,843,779,131	72,233,017,562
一般会計	0	531,423,381	181,565,041	349,858,340
後期高齢者医療特別会計	0	204,545,373,312	132,662,214,090	71,883,159,222
歳入歳出外現金(B)	5,232,338	4,978,868	594,000	9,617,206
基金に属する現金(C)	20,060,141,271	0	0	20,060,141,271
計(D=A+B+C)	20,065,373,609	205,081,775,561	132,844,373,131	92,302,776,039
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	20,065,373,609	205,081,775,561	132,844,373,131	92,302,776,039

## 第2表 現金保管状況

令和4年6月30日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	72,233,017,562	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	9,617,206	普通預金	56,241,634,768
基金に属する現金	20,060,141,271	定期預金	36,061,141,271
一時借入金	0	譲渡性預金	0
計	92,302,776,039	計	92,302,776,039

令和 5 年

第 1 回兵庫県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会

議会運営委員会  
提 出 議 案

令和 5 年 2 月 21 日

目 次

発議第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件	7 1
---------	------------------------------------	-----

発議第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

(提出者) 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会  
議会運営委員会委員長 吹野 順次

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて、必要な事項を定めるため提案する。

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電

磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の

全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 連合長、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある場 合であって、本人の同意が あり、又は本人の同意を得 ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利用 されているとき	第12条第5項の規定によ り読み替えて適用する同条 第1項及び第2項（第1号 に係る部分に限る。）の規 定に違反して利用されてい るとき、番号利用法第20 条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第

		29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で

あると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見

書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項

本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 開示請求により、保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、議長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出して行わなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出して行わなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知して行わなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知して行わなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知して行わなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合におい

て、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求についての審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第1条に規定する兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨

の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。